

『令和6年度税制改正大綱（6） 適用期限延長の土地・住宅税制』

土地・住宅税制に関しては、住宅の確保、住まいの質の向上を支援する一連の施策はいずれも適用期限が延長される。○特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限は3年延長 ○特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限は2年延長 ○居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等について、所要の経過措置を講じた上、適用を受ける個人が買換え資産の住宅借入金等に係る債権者に対し住宅



取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の適用申請書を提出した場合には、住宅借入金等の残高証明書の確定申告書等への添付を不要とし、2年延長 ○特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等は2年延長 ○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除は2年延長 ○既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除は、次の措置を講じた上で2年延長1) 対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げ 2) 取替え又は取付けを行うエアコンディショナーの省エネ基準達成率を107%以上に変更 ○認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除は、対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げ、2年延長

『領収書データはダウンロード？ 電子帳簿保存追加問答—国税庁』

国税庁は「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】【スキャナ保存関係】【電子取引関係】」を令和5年6月版として発表した後、質問が多かった事項について追加問答として整理集約した「お問合せの多いご質問」（6年1月）をネット上で公表した。追加問答集は「EC（電子取引）サイトで物品を購入した際、サイト上の購入情報を管理するページ内で領収書等データを必ずダウンロードして保存する必要があるか」といった4項目を取り上げている。ECサイトに関する質問への回答は「ECサイトを利用して物品を購入した場合当該サイト上で領収書等データの取引情報を確認できるようになった時点で電子取引の受領があったものとして電子取引に係る保存義務者（物品購入者）は当該サイトでそのデータ確認が随時可能な場合、必ずしもその領収書等データをダウンロードしなくても差し支えない」となっている。ECサイト関係以外では6年1月前後で電子取引データの保存範囲は変わるか、高速道路料金の利用保証書の保存が困難なとき、電子帳簿保存法上の取り扱いはどうなるかなどが記載されている。電子取引の市場規模は個人向けが22兆7000億円、企業向けが420兆2000億円（いずれも4年時点）となっている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com